

サンプルで検査を実施する手順(品目登録制度利用)

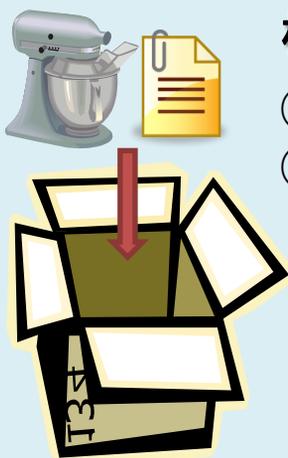
輸入者



事前調査

- ①輸入予定貨物について調査
・原材料(材質)、製造方法等
- ②検査項目の決定 * 検疫所相談室をご利用ください
- ③検査用サンプル数の確認 * 登録検査機関に確認ください

製造者



検査用サンプル及び関係書類の送付

- ①インボイス、B/Lの添付
- ②サンプル情報書類の同封
・製品名、品番、JANコード、製造者名、カタログ、写真等
・サンプルが製品の一部(部品等)である場合は、製品との関連を示す情報(展開図、図面)
・原材料、材質、製造方法

直接送付

登録検査機関



検査の実施

品目登録要請用試験成績書の発行

輸入者



品目登録要請書の検疫所提出

- ・品目登録要請書(3部)
- ・試験成績書(3部)添付
- ・品目登録申請書類確認書(1部)